

「高齢者福祉サービス」です！ぜひご利用ください。

令和6年1月発行

介護保険サービスとは別に、日の出町が独自に実施している高齢者向けの福祉サービスです。町内在住の方で対象要件を満たしていれば、申請により各種サービスがご利用いただけます。サービスの詳しい内容等は、日の出町役場いきいき健康課 高齢支援係 までお問合せください。
電話 042-588-5368 (直通)

名称	サービス内容	給付・提供内容	対象要件	本人負担	必要なもの
① 寝具洗濯乾燥 消毒サービス	寝具の洗濯や乾燥消毒を行います。【玄関先まで布団を出していただく必要があります】	乾燥消毒 年10回 洗濯 年2回	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の方	乾燥 1回 240円 洗濯 1枚 60～600円	●申請書
② 給食サービス	調理が困難な方に定期的に栄養バランスの良い食事を配食します。	月曜日から金曜日 週2回希望する曜日 (昼食)	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯、これに準ずる世帯の方	普通食 1食356～394円 カロリー・塩分調整食等 1食610～620円	●申請書
③ 介護用品等 給付	介護用品(紙おむつ等)を給付し、在宅介護にかかる経済的負担の軽減を行います。	町で選定した介護用品の中から限度額(4,000円)の範囲内で月1回給付	住民税非課税の65歳以上の在宅の方で、要介護4・5、もしくは寝たきりまたは失禁状態が認められる方 【対象外】生活保護受給者	無料 (限度額以上は実費)	●申請書 ●印鑑
④ 理髪サービス	美容院に行くことが困難な方に、訪問理髪サービスを行います。	理髪サービス券を1年度6枚まで交付(年度の途中に交付の場合は、2ヶ月に1枚の割合で交付)	65歳以上の在宅の方で要介護3以上の方	1回 500円	●申請書 ●印鑑
⑤ ひとり歩き 安心アップ 事業	認知症高齢者等の日常のひとり歩きに安心感と安全を確保し、介護者の負担を軽減します。	①ひとり歩き安心アップ登録 登録内容を警察、包括支援センターへ共有 ②見守りシール交付 二次元コードが印刷された見守りシールを配布	認知症の症状により行方不明になるおそれがある町民の方 ※「見守りシール交付事業」に関しては、「ひとり歩き安心アップ登録」に登録いただいた方が対象	無料 (見守りシール最大40枚、不足する場合は実費)	●申請書 ●写真 ●緊急連絡先(最大3名)
⑥ 緊急通報 システム	家庭内での緊急時に専用通報機で東京消防庁に通報し、迅速な援助・救助を行います。	機器を自宅に設置	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、慢性疾患等で常時注意を必要とする方 【環境】機器が設置できる電話回線であること	新規設置11,154円 (コンセント新設の場合、別途本人負担あり) 交換時 (6年ごと) 9,317円	●申請書 ●医師意見書 ●印鑑
⑦ 火災安全 システム	火災発生時に専用通報器で東京消防庁に通報し、迅速な救助・消火活動を行います。	機器を自宅に設置	65歳以上のひとり暮らしで、寝たきりまたは心身機能の低下により、防火等の配慮が必要な方	新規設置20,328円 (緊急通報システム設置者は除く) 交換時 17,831円	●申請書 ●医師意見書 ●印鑑
⑧ ひとり暮らし 高齢者セーフ ティーネット	ひとり暮らしの高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったとき、異常発生を通報することにより、高齢者の救援等を行います。	セーフティーネット機器を貸与します。 ・無線回線装置 ・ペンダント式非常ボタン ・GPS非常ボタン(屋外用) ・無線式非常ボタン ・ライフ監視センサー(防犯共用) ・外出認識センサー(防犯共用) ・ブザー付煙感知器 ・フラッシュライト(状況により設置)	日の出町に住所を有するおむね70歳以上のひとり暮らしの方で、日の出町に身寄りのない方	無料	●申請書 ●印鑑

名称	サービス内容	給付・提供内容	対象要件	本人負担	必要なもの
⑨ 住宅改修給付	お住まいの住宅設備を改修し、日常生活の自立支援や自宅での転倒事故を予防します。	①住宅改修予防給付 ▼手すり設置・段差解消・便器洋式化等 …限度額 20万円 ②住宅設備改修給付 ▼浴槽改修 限度額 37万9千円 ▼流し・洗面台改修 限度額 15万6千円 ▼便器洋式化 限度額 10万6千円	65歳以上の在宅の方で要介護認定の結果が非該当の方	給付額の2割	●申請書 ●計画図面 ●施行前写真 ●工事見積書 ●持ち家以外は、所有者の承諾書と賃貸借契約の写し
⑩ おでかけ支援 ドリームカー	公共交通や外出支援バス等の利用が困難な方に、日常生活に必要な場所(買い物・病院等)へ外出するための車輛を運行します。	登録予約制。車椅子送迎車輛で自宅と目的地間を送迎。 [目的地] 日常生活に必要な場所 [回数] 週1回 [範囲] 近隣市町村で片道30分までの範囲 [時間] 午前9時～正午、午後1時～4時のどちらか1回(3時間まで。3時間を越える場合や午後4時を超える場合は、送りのみとなります。)	下肢等が不自由で歩行又は移動が常時困難であり、次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の在宅の方 ②身体障害者手帳か、愛の手帳所持者 ※介助者を必要とする場合、1名に限り同乗可	無料 (有料道路通行料、駐車料金等は実費)	●申請書 ●印鑑
⑪ 外出支援バス	町内の日常生活に必要な場所へ外出するための車輛を運行します。	町内の老人福祉センター、大久野健康いきいきセンターを起点に、普通ワゴン車が循環 [時間] 午前9:00～午後5:00 (8便/日) 1経路1時間	60歳以上の在宅の方 ※介助者を必要とする場合、1名に限り同乗出来ます	無料	●不要
⑫ 寝たきり高齢者等 支援手当	寝たきり高齢者等支援手当を支給します。	月額20,000円	要介護4以上及び障害老人の日常生活自立度B以上の65歳以上の方を介護している同居の三親等内の親族。 【対象外】 病院等へ入院、介護保険のサービスでショートステイの利用、介護保険施設等へ入所されている方は、その合計期間が月の半分を超える方。 (対象者の方へは、町から通知いたします) ・日の出町に3年以上住所を有していない方(寝たきり高齢者及び介護者) ・税金等を滞納している方。 ・生活保護を受給している方。	なし	●申請書 ●印鑑 ●保険証の写し ●手当受給者の口座番号
⑬ 元気に長生き 奨励金 【令和6年度より改正】	元気に長生き奨励金を支給します。	令和6年度より 毎年9月15日現在 満70歳の方 5,000円 満77歳の方 10,000円 満88歳の方 10,000円 満99歳の方 20,000円 満100歳の方 20,000円	次の①～③全てに該当の方 ①町内に3年以上住所がある方 ②町が発行する介護保険証をお持ちの方 ③対象年齢は「給付・提供内容」欄のとおり (対象者の方へは、毎年9月下旬ごろに町から一斉に通知します) 【対象外】 ・税金等を滞納している方。 ・生活保護を受給している方。	なし	●振込依頼書 ●預貯金通帳の写し

※電気代等、実質自己負担していただくものもあります。